

## 岸和田商工会議所新創業融資利子補給金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、創業に必要な資金の融資を受けた起業者に対し、融資資金に係る利子の一部を補給することにより、その経営の安定と振興を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者は、この要綱の施行日から平成26年3月31日までに次条に規定する融資を受けたもので、岸和田商工会議所会員事業所とする。

- 2 岸和田商工会議所で経営指導を受け、事業計画書を作成することを条件とする。
- 3 岸和田市内で創業を予定している個人、又は法人事業所。
- 4 対象資金の約定返済を1回でも遅延した者、又は返済猶予措置（条件変更を含）を受けた者については、利子補給金交付の対象としない。
- 5 前項に規定する者で、期限の到来している岸和田商工会議所会費を納めていない事業所については、利子補給金交付の対象としない。

### (利子補給金の対象)

第3条 この要綱に定める利子補給金の対象とする融資資金（以下「対象資金」という。）は、株式会社日本政策金融公庫が行う新創業融資制度資金とする。

### (利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、補助対象融資を受けた日から起算して12ヶ月分の返済利子額のうち利率1%分とする。

- 2 前項により計算した金額に100円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額とする。

### (対象資金の限度額)

第5条 利子補給の対象となる融資額は、500万円を限度とする。ただし、融資実行日現在における融資額（以下「当初融資額」という。）が500万円を超える場合は、500万円を当初融資額で除した率を適用する。

### (補助対象期間)

第6条 この要綱に基づく利子補給については、借入れた日から起算して12ヶ月の間の返済した利子に対して行うものとする。

- 2 補助対象期間において、補助対象融資は1融資のみ利子補給対象融資とし、当該融資の返済が終了するまでの間、補助対象融資を変更することができない。

### (交付の申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金交付申請書を岸和田商工会議所会頭に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 岸和田商工会議所会頭は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の請求)

第9条 利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金交付請求書に株式会社日本政策金融公庫が発行する融資返済状況を証明する書類を添えて、岸和田商工会議所に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(監督)

第10条 岸和田商工会議所会頭は、利子補給金の交付に関し必要と認めるときは、利子補給金の交付を受けようとする者又は受けた者の書類帳簿等を検査し報告を徴し又は必要な指示をすることができる。

(利子補給金の返還)

第11条 岸和田商工会議所会頭は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利子補給の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した利子補給金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 岸和田商工会議所会員事業所でなくなったとき。
- (2) 対象資金に係る事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 対象資金の約定返済を1回でも怠ったとき、又は返済猶予措置を受けたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) この要綱に基づく岸和田商工会議所会頭の指示に従わなかったとき。
- (7) 岸和田商工会議所の納期限の到来している会費を納付していないとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、岸和田商工会議所会頭が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 1 この要綱は、第2条第1項に定める期間の満了日の翌日をもって、その効力を失う。  
ただし、利子補給に係る諸手続が完了するまでの間、利子補給等に係る規定については、なおその効力を有する。